

～介護職員による喀痰吸引等の実施について～

介護職員等が喀痰吸引等行為を実施するためには、県から

○認定特定行為業務従事者の認定

○登録特定行為事業者の登録

をそれぞれ受ける必要があります。喀痰吸引等研修を修了しただけでは喀痰吸引等行為の実施はできませんのでご注意ください。

手続きに必要な様式は、青森県庁ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/kakutankyuuininto-toroku.html>

青森県 喀痰吸引登録

検索

1 認定特定行為業務従事者（不特定多数の者対象）

【二号研修修了者】

様式 1-1（申請書）、1-3（誓約書）、住民票（本籍記載のもの）、研修修了証明書の写し（所属代表者印による原本証明を付す）

※婚姻等により申請時の氏名と、研修等修了時の氏名に変更が生じている場合は、戸籍全部事項証明書（又は戸籍個人事項証明書）も添えてください。

【経過措置対象者】

以下の通知に基づく研修を修了し、喀痰吸引等の実施が認められていた方については、平成24年4月1日以降は認定特定行為業務従事者の認定申請が必要になります。

- ①「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日付医政発0401第17号厚生労働省医政局長通知）
- ②「平成23年度介護職員等のたんの吸引等にかかる研修事業（不特定多数の者対象）の実施について」（平成23年10月6日付老発1006第1号）

様式2-1（申請書）、2-2、（誓約書）、2-3（本人誓約書）、2-4（第三者証明書）、2-5（実施状況確認書）、住民票（本籍記載のもの）、経過措置対象者であることを証明する資料（※）を添えて申請してください。

※①に基づき申請する場合、研修カリキュラム、各特養施設において交付された研修修了証の写し（所属代表者印による原本証明を付す）、指導看護師の研修修了証の写し（所属代表者印による原本証明を付す）を添えてください。

※②に基づき申請する場合は、研修修了証明書の写しを添えてください。

注）通知①に基づく研修につきましては、平成24年4月1日以降に特別養護老人ホーム内で当該研修を実施しても、経過措置対象者とは認められず、認定を受けることはできません。

【変更届について】

従事者認定を受けた者の氏名・本籍地・住所に変更があった場合は、様式3-1（変

更届出書)に従事者認定証の写しと住民票(氏名変更の場合は戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書も必要)を添えて届出してください。

2 登録特定行為事業者(不特定多数の者を対象として喀痰吸引等を実施)

様式6-1(申請書)、6-2(認定特定行為業務従事者名簿)、6-3(誓約書)、6-4(登録適合書類)、開設者の定款と登記事項証明書を提出してください。

※看護師・准看護師が介護職員として喀痰吸引等を実施する場合も、事業者登録が必要です。

【登録の更新について】

登録を受けた事業者が、実施できる喀痰吸引等の行為を追加する場合は、様式7(更新申請書)、6-2(認定特定行為業務従事者名簿)に登録適合書類を添えて登録更新の届出をしてください。

(例) 特別養護老人ホームにおいて、口腔内吸引と胃ろうを実施していたが、二号研修を受講し、鼻腔内吸引も実施できるようになった場合

【変更登録について】

以下に該当する場合は、様式8(変更登録届書)により届出が必要になります。

- ①事業所の開設者に関する事項(代表者の氏名・住所)が変わった場合
- ②事業所の所在地・名称が変わった場合
- ③異動・離職等のため事業所に勤務する認定特定行為業務従事者の人数が変わった場合(従事者がいなくなった場合も含まれます)
- ④喀痰吸引等に使用する備品が変わった場合

3 その他

特定の者を対象に喀痰吸引等を実施する場合の手続きについては、県健康福祉部 障害福祉課 障害者支援グループ(電話:017-734-9308 FAX:017-734-8092)が窓口になります。